

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）に関する意見書

2006年7月13日
日本弁護士連合会

当連合会は、平成18年6月7日付け「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（案）」のうち下記部分について、以下のとおり意見を述べる。

第1．意見を具申する部分

同意見書の「 ．罰則の強化について」（31頁乃至45頁）において、著作権侵害罪等の罰金の引上げについて、大要以下のような提言を行っている。

（1）著作権侵害罪の罰則引上げについて

著作権侵害罪の個人罰則の引上げ

同16年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、他の知的財産法における刑罰とのバランスを踏まえた罰則の引上げが指摘されているところ、平成18年通常国会において特許権をはじめとする産業財産権について、罰則を強化する法改正が行われたことから、著作権法においても特許法における刑罰とのバランスを踏まえ、懲役刑及び罰金刑の引上げを行うことが適当である。

著作権侵害罪の法人罰則の引上げについて

著作権侵害罪の法人罰則等とのバランスを踏まえ、罰金の引上げを行うことが適当である。

（2）秘密保持命令違反罪の法人罰則の引上げについて

産業財産権法における秘密保持命令違反罪の法人罰則が3億円以下の罰金へと引上げられたことから、著作権法の秘密保持命令違反罪についても、法人罰則を引上げることが適当である。

（3）その他の著作権法違反の罰則について

著作権侵害罪及び秘密保持命令違反罪の罰則を引上げることにともない、その他の著作権法違反の罰則（著作権法第119条第1号・第2号、同第120条、同第120条の2第1号乃至第4号、同第122条等）についても、著作権侵害罪とのバランスと各規定の趣旨に照らし合わせるから罰則の引上げの必要性について判断することが適当である。

(4) 法人罰則に係る公訴時効期間の延長について

法人等による侵害行為の悪質性、組織性に鑑み、法人罰則にかかる公訴時効期間の延長を行うことが適当である。

第2．意見の趣旨

当連合会は、上記提言のうち、(1) 及び(3)の懲役刑の上限引上げに関する部分に反対する。

第3．意見の理由

1．罰則上限引上げの必要性が存在しない。

報告書は、上記罰則上限引上げの理由として、近年における知的財産侵害における被害の増加と被害額の高額化をあげている(同報告書33頁)。

しかし、この理由については、以下のような問題点を指摘することができる。

第1に、同報告書に記載されている「著作権における損害賠償額について」と題する一覧表及び「知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成12年～16年)」と題する一覧表をみても、他の知的財産侵害事犯に比べて著作権侵害事犯の検挙数が格別多いわけでもなく(平成16年の著作権侵害事犯の検挙数は、商標法違反が件数において910件、人員で479人であるのに対して、著作権法違反は、件数において315件、人員において159人にすぎない)、被害金額(損害額)も他の知的財産権の侵害に比べて比較的低位にとどまっている(著作権侵害事件は、損害賠償の絶対額において、特許権侵害、意匠権侵害、商標権侵害に次いで4番目であり、一件あたりの平均額においても、特許権侵害、意匠権侵害に次いで3番目である。)

しかも、著作権侵害事犯の検挙数は、レコード、CD等の海賊版の輸入、譲渡、頒布目的の所持やコンピュータソフトウェアの違法複製、譲渡等のいわゆるデッドコピー事案が大部分を占めており、それ以外の事案で著作権侵害罪が適用され検挙された事案はきわめて少数の事例にとどまると推測される。

第2に、他の統計資料によれば、他刑との併合罪を除けば、著作権侵害行為を含む知的財産侵害行為に対して、実刑判決が下された事案はきわめて少なく、現行法が定める懲役刑の上限ないしそれに近い刑が適用された事例には接したことがない。

第3に、著作権侵害罪の他、著作権法違反行為等の罰則については平成16年の著作権法改正(平成17年1月1日施行)により、懲役刑の上限が3年から5年に引上げられたばかりであり、その効果や弊害が十分に検

証されていない段階で、さらなる重罰化を行う理由は存在しない。

また、秘密保持命令違反に関しては、平成16年の著作権法改正で同制度が導入されたばかりであり、現在まで秘密保持命令自体が発せられた例もほとんど存在せず、まして同命令に違反し刑事処罰をされた事例は皆無である。しかるに、同制度の導入にあたって定められた法定刑の上限をさらに引上げる積極的理由は見出し難い。

以上のような状況に鑑みるならば、知的財産権侵害罪の懲役刑の上限を引上げることの必要性はきわめて乏しい。

2. 刑事罰強化の弊害について

(1) 著作権侵害の特殊性

我国の著作権法は、無方式主義を採用し、著作物の創作によって著作権が成立するものとしている（著作権法第51条）。

ところが、著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法第2条1項1号）と定義されているが、著作物には多様な表現形式が存在し、その創作性についても、各々の著作物の性質や内容に応じて必ずしも一様ではない。

このことは、著作権侵害をめぐる民事訴訟でも、しばしば対象の著作物性が争いとなり、かつこの点に関し裁判所の判断が分かれる事案が多いことから明らかである。

かような事例は、著作権侵害にかかる民事訴訟や刑事訴訟でも常々見受けられるところであるが、その典型的な事例のひとつとして、しばしば問題となる応用美術の著作物性に関する係争に見ることができる（山形地判平成13年9月26日判時1763号212頁、仙台高判平成14年7月9日判時1813号150頁「ファービー人形事件」等）。

さらに、著作権法を構成する個々の支分権（著作権法第21条乃至第28条）及び著作者人格権（同第18条乃至第20条）の権利範囲及びこれに対する例外規定や著作権の制限（同第30条乃至第50条）の規定が各々妥当する範囲についても、解釈上多岐にわたる争点があり、判例等によって解釈が確定していない論点も数多く存在する。

また、著作権・著作者人格権の帰属主体である著作者概念も相対的であり（著作権法第2条1項2号、同第15条、同第16条等）、さらに著作権の全部又は一部の譲渡等による移転についても、登録が対抗要件とされているにすぎないため（同第77条第1項第1号）、特許権等に比べて権利の帰属に関する公示も不十分である。

このように、一般通常人の知見において、対象が著作権法で保護される著作物であり、自己の行為が著作権法に違反するか否かを判別することが困難な事案が数多く存在するにもかかわらず、かような事案について刑事処罰を行うことそのものが、法的安定性を害する結果となるばかりか、罪刑法定主義の見地からも望ましいことではない。

まして、刑事処罰の上限を特許法等と同様に10年以下の懲役に上げるとすれば、上限に近い量刑が相当とされる事案においては法定もしくは酌量の減刑を行っても、なお、執行猶予の要件を満たすことは困難である。そこで、保護の外延があいまいな著作権の侵害に対して、かような重い法定刑が科されるおそれがあるとするれば、後発創作行為者に対して心理的な萎縮効果を及ぼし、かえって自由な創作活動を阻害することにもなりかねない。

(2) 著作権侵害行為の防止における刑事処罰の謙抑性

そもそも、知的財産権侵害に対しては、その侵害者に対し差止請求、損害賠償請求、信用回復措置請求等の民事上の請求権を行使することによって、その侵害行為の停止、予防とこれによって生じた被害の回復をはかることができる性質のものである。

特に、近時、知的財産権に対する保護強化の要請を受け、知的財産権各法の度重なる改正により、侵害立証や損害額の算定及び立証に関する規定の強化・拡充が行われ、上記のような民事的救済手段による知的財産権侵害の防止がはかれることが容易になりつつある。

また、従前より、知的財産法の分野での規定の趣旨が不明確であるため、確立された解釈が存在しない論点について、侵害訴訟において判例が示した解釈にもとづき、当事者間のルールが確立され、これにもとづいて知的財産権の保護と適正な利用の調整が行われてきたのである。

これに対して、知的財産権侵害に対する刑事処罰規定を必要以上に強化することは、権利者の自助努力による紛争の解決よりも国家による刑罰権の行使を優先する傾向を助長し、かえって規制緩和と個人の創意工夫を基調とする経済の活性化を阻害するおそれがある。

知的財産権の保護とともに、その適正な活用を促進し「世界最先端の知財立国」(知的財産推進計画2006)のために、今なすべきことは、安易な刑事処罰の強化による国家主導のルール作りではなく、当事者主義の原理にもとづき、民事訴訟を活性化し、そこで示された裁判所の判断にもとづく権利者と利用者との間の自主的なルール形成を促進することである。

3. 他の知的財産権侵害行為に対する刑事処罰規定との均衡論について

報告書は、前記のような刑罰強化の必要性とともに、他の知的財産権侵害等に関する刑事処罰の上限規定が平成18年の改正によって引き上げられたこととの均衡をはかるうえからも、著作権侵害に関する罰則規定の上限引き上げの必要があると報告している。

しかし、そもそも平成18年の意匠法等の一部を改正する法律案にもとづき、特許法、実用新案法、意匠法、商標法等における個人侵害行為にかかる懲役刑の上限の引き上げ自体が、かような刑罰強化の必要性もなく、かつその弊害が大きいにもかかわらず、立法過程で十分に検討されることなく行われたものであって、かような改正自体が相当であるとはいえない（この点については、当連合会の2006年3月16日付「知的財産権侵害に関する懲役刑の上限引き上げに対する意見書」において指摘したところである。）

よって、著作権法において、他の知的財産権法における刑事罰規定の上限の引き上げとの均衡をはかるために同様の改正を行うことは、何ら必要性がないだけでなく、かえって過誤の上に過誤を重ねる結果となる。

よって、他の知的財産権侵害に対する刑罰規定との不均衡は、著作権法における著作権等個人侵害行為の懲役刑の上限を引上げることについての理由にはならない。

4. まとめ

以上のように、著作権等の侵害行為に対する刑事処罰規定の強化とりわけ個人処罰規定の懲役刑の上限を引上げることは、その必要性が認められないだけでなく、上記のように種々の弊害を生ずるおそれがある。

よって、当連合会は、意見の趣旨記載のように、本意見書の提言に反対するものである。

以 上